

南知多町告示第40号

小学校機能を複合した南知多中学校新校舎建設基本構想・基本計画策定業務委託に係る業者選考を公募型プロポーザル方式により次のとおり選考する。

令和8年 4月16日

南知多町長 石 黒 和 彦

1 企画提案の概要

(1) 名 称 小学校機能を複合した南知多中学校新校舎建設基本構想・基本計画策定業務委託

(2) 内 容 等 別添「実施要領」、「仕様書」等を参照。なお、「実施要領」等は、南知多町公式ホームページからダウンロードすることができる。

<https://www.town.minamichita.lg.jp/>

(3) 選考実施期間 令和8年4月16日から令和8年6月末

2 担当部署

〒470-3495 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

南知多町役場 総務部 企画財政課 企画政策グループ

電話番号：0569-65-0711（内線326）

# 小学校機能を複合した南知多中学校新校舎建設基本構想・基本計画策定 業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月16日

小学校機能を複合した南知多中学校新校舎建設基本構想・基本計画策定業務委託（以下「本業務」という。）に関して、下記事項に基づき公募型プロポーザルを実施する。

## 1 業務委託の概要

### (1) 業務目的

本業務は、「南知多町立中学校再編実施計画（以下、「実施計画」という。）を踏まえ、南知多町（以下「町」という。）が計画する学校施設再編にあたって、令和15年度に開校予定の南知多町立中学校新校舎建設に合わせて、将来、小学校の統合が必要となる場合に備えるため、同じ敷地内に小学校の普通教室を建設し、特別教室などは小中学校で兼用できる中学校校舎の整備について基本構想・基本計画の立案及び要求水準書の作成、公募に向けての民間事業者サウンディング調査、民間事業者公募資料（案）作成支援を行うものである。

この目的を踏まえ、本業務において、南知多町の基本方針や特性を理解し、よりよい教育環境を整備するため、専門的知識や高度な技術力と発想力をもって魅力ある提案を受けるために、公募型プロポーザル方式により基本構想・基本計画策定業務委託受託者を選定する。

### (2) 委託業務名

小学校機能を複合した南知多中学校新校舎建設基本構想・基本計画策定業務委託

### (3) 業務内容

小学校機能を複合した南知多中学校新校舎建設基本構想・基本計画策定業務委託仕様書のとおり

※別紙参考資料を活用すること。

### (4) 業務期間

契約日の翌日から令和10年3月31日まで（令和8・9年度継続事業）

## 2 契約上限額

金30,591,000円（消費税及び地方消費税を含む）※事業総額

【年度割上限額】令和8年度：16,786,000円

令和9年度：13,805,000円

## 3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 本事業の公募開始日から契約締結日までの間において、本町の入札参加資格者名簿（建設コンサル）に登録され、本町から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、その他基本計画策定業務を行うのにふさわしくない者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）などの適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態になっていないこと。
- (6) 愛知県内に本店または受任者（支店又は営業所）となる事務所で登録があること。
- (7) 過去10年間（平成29年度～令和7年度）において、次のア及びイの業務を受注し、令和7年度末までに完了した実績を有していること。
  - ア 学校施設の新設又は改築に関する基本構想又は基本計画の策定に関する業務
  - イ 官民連携導入可能性調査業務又は官民連携に関するアドバイザー業務（学校建設に限定しないものとする）

※この実績については、事業所単位の実績であること（担当者は含めない）。

#### 4 実施方法

##### (1) スケジュール

区分	項目	日程
第一次審査	実施要領等公表	令和8年4月16日（木）
	質疑受付	令和8年4月16日（木）～4月27日（月）
	質疑回答（町ホームページに掲載）	質疑提出期限後、速やかに回答
	参加表明書、企画提案書等の提出期限	令和8年6月8日（月）午後5時まで
	第一次審査会（書面）	令和8年6月12日（金）
	審査結果の通知	令和8年6月15日（月）予定
第二次審査	第二次審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年6月25日（木）
	審査結果の通知	令和8年6月26日（金）予定
契約締結		令和8年6月末予定

※期間の表示のあるものは、午前9時から正午までの間及び午後1時から午後5時までの間（期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に行う。

※各日程は事務の都合により変更する場合がある。

##### (2) プロポーザル実施要領等の配付

南知多町ホームページにおいて、令和8年4月16日（木）から掲載するので、必要に応じてダウンロードすること。南知多町役場で配布や郵送は行わない。

### (3) 質問の受付

ア 提出方法 質問書（様式1）に記入し、電子メールで提出する。

※電話等口頭による個別の対応は一切行わない。

※提出後に電話で到着確認をすること。

イ 提出期限 令和8年4月27日（月）午後5時まで

ウ 提出先 南知多町 総務部 企画財政課 企画政策グループ

電子メール：[kikaku@town.minamichita.lg.jp](mailto:kikaku@town.minamichita.lg.jp)

### (4) 質問への回答

提出された質問事項及び回答内容をすべて取りまとめ、町ホームページで速やかに質問・回答を掲載する。

### (5) 参加表明書、企画提案書等の提出

ア 提出方法 電子メール（電子データ）により提出すること。

※電子データの形式はPDF形式で提出すること。また、町の電子メールの受信データ容量の上限が約10MBのため、大容量ファイル転送サービス等を利用して提出すること。

※提出後に電話で到着確認をすること。

イ 提出期限 令和8年6月8日（月）午後5時まで

ウ 提出先 南知多町 総務部 企画財政課 企画政策グループ

電子メール：[kikaku@town.minamichita.lg.jp](mailto:kikaku@town.minamichita.lg.jp)

エ 提出書類 参加表明書、企画提案書、業務行程表、見積書

※実績を証明する書類については、本プロポーザルでは提出せず、契約締結時に提出するものとする。

※提出後の書類の追加及び修正（差し替え）は一切認めない

### オ 提出書類作成要領

提出書類	記載内容・留意事項等	様式
参加表明書	・様式2に必要事項を記載すること。	様式2
企画提案書	・提出は1提案者1件とする。 ・表紙を付けること。 ・提出者名（事業者名）を記入すること。 ・提出書類はA4サイズを基本とするが、必要に応じてA3サイズを含むことを可能とする。	任意様式
業務行程表	・本業務を受託した場合の実施工程を簡潔に記載すること。 ・業務行程表は企画提案書のページ数に含めない。	任意様式
見積書	・様式3に提案額を記載すること。 ・見積書は企画提案書のページ数に含めない。 ・内訳についての記載は必要ない。	様式3

## 5 選定概略

(1) 第一次審査（提出者が5者以下の場合は、第一次審査は省略とする）

- ・企画提案書等を審査し、第二次審査の出席要請者として5者程度を選定する。
- ・審査結果については、提案者に対し、令和8年6月15日（月）に電子メールにより通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

(2) 第二次審査

第二次審査の出席要請者を対象に企画提案書等の内容の聴取等（プレゼンテーション及びヒアリング、審査）を実施する。

(3) 審査会の開催

ア 開催日時 令和8年6月25日（木）※集合時間等は事業者ごとに別途通知

イ 開催場所 南知多町役場2階 大会議室

ウ 実施方法 企画提案書等に関するプレゼンテーション方式とする。

- ・時間は1者あたり20分とし、提案者は4名以内とする。
- ・実施終了後、15分のヒアリング時間を設ける。
- ・町が用意するスクリーンとプロジェクターを利用することができる。  
その場合、プロジェクターに接続するパソコンは参加者が持参すること。
- ・プレゼンテーションの順番は、事務局の指定した順に実施する。

## 6 審査委員会

設計者の選定にあたっては、以下の委員で構成される小学校機能を複合した南知多中学校新校舎建設基本構想・基本計画策定業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により選定を行う。

審査会委員は6名とする。

## 7 評価基準

(1) 評価方法

ア 提出された企画提案書の内容を基に、審査委員会において、各審査員が審査項目を個別に評価採点し、その点数を合計する方法により、提案書の得点を算出する。評価点が最も高い提案者を受託候補者、次に高い提案者を次点者とする。

イ 受託候補者は全審査員が50点以上の評価をしていることを条件とする。

ウ 最高得点者が2者以上の場合、審査委員会の協議により受託候補者を決定する。

エ 候補者が1者のみでも、審査委員会（プレゼンテーション方式）の実施を経て、受託候補者の選定を行うものとする。

(2) 評価基準

評価項目		評価基準	配点
実行力	①実施方針 ②業務理解	・町の計画や公表されている方針等を踏まえ、本委託の意義・意図を的確に理解し、業務工程（業務の進め方）を含む適切な実施方針を示す提案内容となっているか。	15点
	③実施体制	・十分な経験・資格・同種業務実績を持つ人材を適切に配置し、業務を確実に遂行できる体制の提案になっているか。	10点
企画力	④企画提案	(前提条件の整理に関する視点) ・町の計画、敷地条件、周辺環境等を踏まえ、前提条件を適切に整理する提案内容となっているか。	7点
		(整備方針の検討に関する視点) ・小学校機能を複合した各施設の利用を踏まえ、地域利用、防災、周辺環境、将来ニーズを考慮した整備方針の提案となっているか。	10点
		(教育空間検討に関する視点) ・発達段階の違いに配慮し、必要に応じて交流・分離の考え方も含めて教育空間を検討する提案となっているか。	7点
		(施設配置・動線・安全性に関する視点) ・学校機能を中心に、地域利用や防災活用との関係を踏まえ、配置・動線・安全性を検討する提案となっているか。	10点
		(サウンディング調査に関する視点) ・民間意見を収集・整理し、公募方針に活用する調査設計の提案となっているか。	7点
		(公募資料・事業費・事業スケジュールに関する視点) ・事業費や事業スケジュール（事業全体）を踏まえ、公募資料に必要な事項を整理する提案となっているか。	7点
		(住民意見の反映に関する視点) ・学校建設検討委員会やワークショップ、説明会を通じて住民意見を把握し、整理・反映するための進め方を示す提案内容となっているか。	7点
		プレゼンテーション	・プレゼンテーション、ヒアリングを通じて、提案内容の理解度、説明の的確さ、業務に対する姿勢が確認できるか。
価格提案	見積書の金額について評価する。	10点	
合 計			100点

※企画提案書の様式は任意とし、①～③で2ページ、④で10ページを目安として、全

体で12ページ程度とする。

※A4版・縦を基本とし、表紙はページ数に加えない。また、A3版・横は、A4サイズ2ページ分とする。

## 8 審査委員会選定結果の通知

審査結果については、提案者に対し、令和8年6月26日（金）に電子メールにより通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

## 9 契約締結

審査委員会により受託候補者として選定されたものと契約締結の協議を行い、契約を締結するための見積書を徴して契約を締結する。

協議が不調の時は、審査委員会により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。契約締結日は、令和8年6月末を予定しており、契約保証金については免除するものとする。

## 10 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出されたすべての書類の返却は行わない。
- (3) 本プロポーザルに係る参加者側の費用は、すべて参加者の負担とする。
- (4) 参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は無効とする。
- (5) 提出書類の著作権・版権は、南知多町に帰属する。ただし、契約を締結しなかった参加者が提出した書類の著作権については、参加者に帰属する。
- (6) 本業務の受注者は、今後発注を予定する小学校機能を複合した南知多中学校新校舎建設基本構想・基本計画に基づき実施する設計施工一括発注業務には参加できない。
- (7) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取り扱いを受けることはない。
- (8) 本要領に記載のない事項については、その都度協議するものとする。
- (9) 本プロポーザルにおいて、次のいずれかに該当すると審査委員会が認めた場合は失格となる。
  - ア 提出書類が、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
  - イ 提出書類が、実施要領に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合。
  - ウ 提出書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
  - エ 提出書類に、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
  - オ 提出書類に、虚偽の記載がある場合。
  - カ 他者の提出書類を盗用した疑いがある場合。
  - キ 見積額が予算額を超える場合。
  - ク その他実施要領等に違反すると認められた場合。
  - ケ 第二次審査の出席要請者がプレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合。ただし、公共交通機関等の事故等やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- (10) 本プロポーザルの告示から第二次審査結果が公表されるまでの間において、審査委員会委員、事務局及び関係職員（本要領に定める手続きは除く。）に直接、間接問わず接触をした場合は失格とする。
- (11) 説明会、事業予定地の視察会等は予定していない。
- (12) 資料について、別紙参考資料以外のものは提供しないものとする。（敷地測量図、敷地図CADデータ等）

事務局

〒470-3495 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18

南知多町 総務部 企画財政課 企画政策グループ

TEL 0569-65-0711 (代) 内線326 FAX 0569-65-0694

E-Mail [kikaku@town.minamichita.lg.jp](mailto:kikaku@town.minamichita.lg.jp) URL <https://www.town.minamichita.lg.jp>

# 小学校機能を複合した南知多中学校新校舎建設 基本構想・基本計画策定業務委託 仕様書

## 1 業務名

小学校機能を複合した南知多中学校新校舎建設基本構想・基本計画策定業務委託（以下「本業務」という。）

## 2 目的

本業務は、「南知多町立中学校再編実施計画（以下、「実施計画」という。）を踏まえ、南知多町（以下「町」という。）が計画する学校施設再編にあたって、令和15年度に開校予定の南知多町立中学校新校舎建設に合わせて、将来、小学校の統合が必要となる場合に備えるため、同じ敷地内に小学校の普通教室を建設し、特別教室などは小中学校で兼用できる中学校校舎の整備について基本構想・基本計画の立案及び要求水準書の作成、公募に向けての民間事業者サウンディング調査、民間事業者公募資料（案）作成支援を行うものである。

## 3 委託期間

契約日の翌日から令和10年3月31日まで（令和8・9年度継続事業）

## 4 業務概要

### （1）基本構想・基本計画の策定

#### ア 前提条件の確認

上位関連計画、既存施設の状況、計画地における法規制等を整理し、本事業の前提条件としてまとめる。

#### イ 整備方針の検討

前提条件および学校建設検討委員会、町民ワークショップ等の意見を踏まえ、小学校機能を複合した中学校としての整備方針を検討する。

#### ウ 必要諸室及び施設規模の検討

整備方針等をもとに、必要諸室および施設の概算規模を検討する。

#### エ 施設配置計画の検討

必要諸室および施設規模の検討結果等を踏まえ、敷地内の施設配置案を検討する。

#### オ 平面計画の検討

施設配置案をもとに、敷地条件、利用導線等に留意し、各階平面計画図を作成する。

#### カ 概算事業費の算定

施設配置案および平面計画を踏まえ、概算事業費を算定する。

#### キ 事業スケジュールの検討

施設整備に係る概略の事業スケジュール案を検討し、提示する。

### (2) 公募資料の作成

#### ア 民間事業者サウンディング調査

想定する事業手法や事業スキーム等について、民間事業者へのサウンディング調査を実施する。調査結果は、町が公募方針等を検討する際の基礎資料とすること。

#### イ 募集要項等の作成支援

民間事業者の募集・選定に係る事項について検討を行い、実施方針、募集要項（または入札説明書）、要求水準書、審査基準書（または落札者決定基準書）、提出様式等の必要資料（案）の作成支援を行う。また、公表に必要な別添資料の収集・整理も実施する。

#### ウ 契約書類の作成支援

基本協定書（案）及び契約書（案）の作成支援を行う。なお、必要に応じて弁護士の助言を受けるものとし、その費用は委託料に含むものとする。

### (3) 学校建設検討委員会、ワークショップ、住民説明会開催支援

開催に必要な資料の作成、当日の参画、町民意見の整理を行う。回数は原則3回程度とし、詳細は町と協議のうえ決定する。得られた意見については、計画素案に対するフィードバックとして整理すること。

## 5 業務内容

本業務の概要を示したものであり、業務の実施にあたっては、発注者と十分に打合せを行うこと。「実施計画」を踏まえ、以下の事項について整理・検討を行う、基本計画を策定すること。

### (1) 建設の基本的な考え方

#### ア 上位関係計画等との整合性

次に掲げる計画等に盛り込まれている関連施策との整合性を図ること。

- ① 第7次南知多町総合計画
- ② 南知多町都市計画マスタープラン（2021～2030）
- ③ 南知多町地域防災計画
- ④ 南知多町公共施設等総合管理計画（令和3年度改訂版）
- ⑤ 南知多町教育大綱（南知多町教育振興基本計画）（2025～2028）
- ⑥ 南知多町立中学校再編実施計画 ※

⑦ 南知多町立小中学校の適正規模・適正配置基本計画

⑧ 南知多町景観計画

⑨ 南知多町地域公共交通計画

※ 再編実施計画については現行の計画に併せて、参考資料に記載の「南知多町立中学校再編実施計画（抜粋）」を参照すること。

## (2) 施設機能に関する考え方

ア 学校が利用していない時間帯の諸室については、地域利用できるような検討・整理をすること。

イ 地域利用する際のセキュリティー方法を検討・整理すること。

ウ 小学校の統合が必要となる場合に備えるため、小学生と中学生が特別教室を兼用するものとし、配置や動線などを工夫すること。

エ 昇降口や職員室など、本来小学校と中学校が分かれている部分であっても共用の可能性のある箇所を検討すること。

オ 安全確保のため、周辺道路の道付き、駐車場からの動線を検討すること。

カ 総合体育館を学校体育館として兼用することについて検討・整理すること。

## (3) 施設環境に関する考え方

ア 環境共生

① 自然エネルギーの活用及びZ E B検討

② ライフサイクルコストの削減

イ ユニバーサルデザイン

① 移動空間 敷地出入口、歩行者通路、駐車場、建物出入口、廊下、階段等

② 行為空間 教室、図書室、トイレ等

③ 情報 サイン等

④ 環境 光環境、音環境、熱環境等

ウ セキュリティー

① 防犯機能

② 情報管理機能

エ 防災

① 防災機能

② 避難機能

オ その他

上記に掲げるもの以外で、必要と思われる機能があれば提案すること。

## (4) 建設計画に関する考え方

ア 建設地の考え方

① 建設地の立地特性 景観、形状、高低差、敷地の法的条件等

② 周辺地域への配慮と影響

環境面での配慮、日陰、電波障害等の環境面の影響について予測される範囲内で検討すること。

③ 事業地全体にかかる造成の検討

事業地は高低差や傾斜が大きい部分が存在することから、造成の必要があることについて十分に検討すること。

イ 敷地の利用計画に関する考え方

① 施設構成及び配置計画

周辺施設との関係性と活用について検討し、実施計画記載の新校舎建設予定地における配置計画を検討すること。

② 自然環境条件

雨水、地下水、日照、気温、風向き等の自然環境について検討すること。

③ 駐車場、自転車駐車場

駐車スペースと必要台数について検討すること。

④ 既存新設の改修についての検討

既存の総合体育館を改修することによって利便性が増加する可能性について検討すること。

ウ 新校舎に求められる機能・性能・景観の考え方

① 安全安心が確保された施設

安全・安心が確保された構造計画について検討すること。

② 環境に配慮された施設

環境負荷低減に配慮された設備について検討すること。

③ 景観に配慮された施設

立面計画に関する考え方を検討すること。

(5) 建設手順に関する考え方

ア イニシャル・ランニングコストを抑えた建設手順の検討

建設費用を抑えた建設手順を検討すること。

(6) 必要な規模に関する考え方

ア 必要面積の算出

計画面積の算出並びに各ゾーンの必要面積を算出すること。

イ 適切なフロア構成の検討

敷地の利用計画に基づいたレイアウトイメージ及びフロアゾーニングを検討すること。

(7) 事業計画に関する考え方

ア 適切な事業方式に基づく事業スケジュール

① 今後の全体スケジュールを検討すること。

② 今後の必要業務の詳細について検討すること。

## イ ライフサイクルコストの検討

### ① イニシャルコストの検討

- a 建築工事費（設備工事含む。）、什器・備品の購入、外構費等を略算法等により算出し検討すること。
- b 全国の同種事例におけるイニシャルコストの比較・検討をすること。

### ② ランニングコストの算出

運用費、修繕費、保全費、一般管理費などを略算法により算出すること。

### ③ ライフサイクルコストの低減

ライフサイクルコストの低減を図るため、建築物総合環境性能評価のSランクを目標とし検討すること。

## (8) 学校建設検討委員会、ワークショップ、住民説明会運営支援

- ア 町が主催するが、受託者は最も効果的な運営について提案を行うとともに、資料作成、ファシリテーター・講師の確保等の運営支援を行う。
- イ 議論・意見について記録を作成・提出する。

## 6 設計と条件

### (1) 敷地概要

- ア 敷地位置 南知多町総合体育館周辺（豊浜字須佐ヶ丘付近）
- イ 用途地域 市街化調整区域
- ウ 建蔽率/容積率 60/200

### (2) 施設整備基本方針

- ア 校舎は、総合体育館周辺に建設する。
- イ 公共施設の集約化、一部教室等の地域利用を検討する。

### (3) その他付与条件

想定される必要諸室及び附帯施設については、資料を貸与する。

## 7 業務の実施

- (1) 本業務の実施は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたっては関係法令及び条例等を遵守すること。
- (3) 受注者は、南知多町（以下、「発注者」という。）と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで業務を進めること。
- (4) 受注者は、業務の進捗に関して発注者に対して、定期的に報告を行うこと。
- (5) 受注者は、自ら組織の中から管理技術者及び照査技術者を選任し、発注者に報告すること。なお、管理技術者と照査技術者は兼任することはできない。
- (6) 本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得ること。
- (7) 本業務の実施に関して疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行

い、指示を仰ぐこと。

## 8 業務実施計画書の作成

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに業務実施計画書を作成の上、発注者に提出し、承認を得ること。
- (2) 業務実施計画書には、次の事項を記載すること。

- ア 業務概要
- イ 実施方針
- ウ 業務工程
- エ 業務組織計画
- オ 打合せ計画
- カ 成果物の品質を確保するための計画
- キ 成果物の内容、部数
- ク 使用する主な図書及び基準
- ケ 連絡体制

- (3) 受注者は、業務実施計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にし、その都度発注者に変更業務実施計画書を提出しなければならない。

## 9 打合せ協議

業務を適正且つ円滑に進めるため、常時、町担当者と緊密な連絡関係を構築し、発注者が求める場合に打合せを行い、誠意を持って業務を遂行すること。なお、打合せ後に議事録を作成し、相互に確認すること。

## 10 成果品

成果品として、以下のものを提出する。

- (1) 業務報告書 1 部
- (2) 打合せ議事録 1 部
- (3) 電子データ 1 式
  - ア 詳細は契約時に発注者と受注者の協議の上決定する。
  - イ 成果品はすべて電子データを作成し電子媒体（CD-R等）で納品する。

## 11 成果品の検査等

- (1) 業務が完了したときは、業務完了届を速やかに提出すること。
- (2) 発注者検査員の検査合格をもって業務の完了とし、本業務で新たに発生する著作権を始めとする成果品の権利は、発注者に帰属する。

(3) 完了後、明らかに受注者の責を伴う瑕疵があった場合は訂正を行うこと。

## 12 適用基準等

本業務は、建築基準法その他関係法令を適用する。その他、国土交通大臣官房官庁営繕部、国土交通省住宅局建築指導課、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部等が制定又は監修した技術基準等を適用する。

## 13 資料の提供及び貸与

- (1) 本業務を進めるにあたり、発注者から本業務の実施に必要となる発注者が所有する資料を提供又は貸与する。
- (2) 貸与された資料は、紛失、汚損しないように取り扱うものとし、これを貸与し、又は複製してはならない。
- (3) 貸与された資料は、本業務が終了時、速やかに発注者に返却すること。
- (4) 貸与された資料は、発注者の承諾なく本業務以外に使用しないこと。

## 14 その他事項

### (1) 疑義

本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに発注者・受注者協議の上、受注者は発注者の指示に従い、業務を遂行しなければならない。

### (2) 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

### (3) 主任技術者等

受注者は、委託業務履行の技術上の管理を司る主任技術者を定め、業務の全般にわたり、業務管理を行うものとする。また、発注者と打合せを綿密に行い、進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録簿を作成し、発注者の承認を得るものとする。打合せは、各会議前には確認協議を行うものとする。

### (4) 損害賠償

受注者は、本業務中に生じた受注者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には受注者が一切を処理するものとする。

### (5) 提出書類

受注者は本業務実施にあたって次の書類を速やかに発注者に提出し、承認を得るものとする。

- ア 業務着手届
- イ 業務工程表
- ウ 主任技術者通知書兼経歴書
- エ 業務実施計画書
- オ 貸与データ及び資料に関する誓約書
- カ その他発注者が指示するもの

## 15 担当部署

南知多町総務部 企画財政課 企画政策グループ

住所：470-3495 知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18

電話：0569-65-0711（代）内線326

E-mail：kikaku@town.minamichita.lg.jp

## 質 問 書

事業所名

小学校機能を複合した南知多中学校新校舎建設基本構想・基本計画策定業務委託公募型プロポーザルについて、次の点を質問します。

質問項目： <input type="checkbox"/> 実施要領（ ページ） <input type="checkbox"/> 仕様書（ ページ） <input type="checkbox"/> その他（ )
内容

※ 1つの質問に対し、質問書 1 枚を作成すること。

ただし、質問の内容が相互に関係する場合は、1 枚にまとめること。

### 【連絡先】

所 属：

氏 名：

電話番号：

E - mail：

令和 年 月 日

(あて先) 南知多町長 石黒 和彦

住所又は所在地

商号又は名称

代 表 者 名

## プロポーザル参加表明書

「小学校機能を複合した南知多中学校新校舎建設基本構想・基本計画策定業務委託公募型プロポーザル」の参加資格を満たしており、本プロポーザルに参加したいので、参加表明書を提出します。

なお、実施要領の参加資格について要件をすべて満たしており、また、示された事項を遵守することを誓約します。

### 【連絡先】

所属部署

担当者名

電話番号

FAX 番号

E - m a i l

様式3

## 見 積 書

業 務 名 小学校機能を複合した南知多中学校新校舎建設  
基本構想・基本計画策定業務委託

見積金額 金 \_\_\_\_\_ 円  
(消費税及び地方消費税を含む。)

小学校機能を複合した南知多中学校新校舎建設基本構想・基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づき見積書を提出します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

南知多町長 石黒 和彦 様

注意 1 金額は訂正しないこと。